

新旧対照表

(別紙 13)

【海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて</p> <p>海上貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 第 1 項ただし書及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）第 59 条の 4 第 1 項第 3 号の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>を使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日付蔵関第 801 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。</p>	<p><u>海上貨物通関情報処理システム</u>を利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて</p>
<p>記</p> <p>1. 対象貨物 令第 59 条の 4 第 1 項第 3 号の規定による到着即時輸入申告扱い（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）の適用を受ける海上貨物は、次の又は に掲げる貨物とする。 コンテナー詰めされた海上貨物であって、当該貨物が到着する開港の税關官署に<u>輸出入・港湾関連情報処理システム</u>（以下「海上システム」という。）を使用して予備申告を行ったものであり、かつ、当該貨物の保税地域への搬入前に当該予備申告に係る審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）とされ、その審査が終了しているもの コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 257 号）第 2 条の規定に基づき、海上システムを使用して卸コンテナリストを提出することにより輸入申告があったものとみなされるコンテナー（以下「卸コンテナー」という。）</p> <p>2. 輸入申告</p>	<p>海上貨物の通関手続の一層の迅速化を図るため、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 2 第 1 項ただし書（<u>輸出申告又は輸入申告の時期</u>）及び関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「令」という。）第 59 条の 3 第 1 項第 3 号（<u>到着即時輸入申告扱い</u>）の規定の適用を受ける海上貨物の取扱いについては、「<u>海上貨物通関情報処理システム</u>を使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成 11 年 10 月 7 日付蔵関第 801 号。以下「通達」という。）の規定によるほか、下記のとおり取り扱うこととし、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。</p> <p>記</p> <p>1. 対象貨物 令第 59 条の 3 第 1 項第 3 号の規定による到着即時輸入申告扱い（以下「到着即時輸入申告扱い」という。）の適用を受ける海上貨物は、次の又は に掲げる貨物とする。 コンテナー詰めされた海上貨物であって、当該貨物が到着する開港の税關官署に<u>海上貨物通関情報処理システム</u>（以下「海上システム」という。）を使用して予備申告を行ったものであり、かつ、当該貨物の保税地域への搬入前に当該予備申告に係る審査区分が簡易審査扱い（区分 1）又は書類審査扱い（区分 2）とされ、その審査が終了しているもの コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 257 号）第 2 条（<u>コンテナーの輸入又は輸出の手続</u>）の規定に基づき、海上システムを使用して卸コンテナリストを提出することにより輸入申告があつたものとみなされるコンテナー（以下「卸コンテナー」という。）</p> <p>2. 輸入申告</p>

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
予備申告 イ . 到着即時輸入申告扱いの適用を受けようとする貨物（以下「到着即時輸入申告扱い対象貨物」という。）に係る予備申告を行う場合は、当該予備申告を行う者（以下「通関業者等」という。）に、当該予備申告に先立ち、通達第 5 章第 1 節 1 - 1 の規定に準じて予備申告に係る事項の登録を行わせるものとする。 <input type="checkbox"/> . (省略) 本申告 イ . 上記 に定めるところにより予備申告が行われている場合には、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、当該貨物を積載した船舶に係る到着確認情報の登録を行うことにより自動的に行われる。 なお、税關官署の開庁時間外に到着確認情報の登録が行われた場合には、開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている場合を除き、税關官署の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。 <input type="checkbox"/> . 及びハ . (省略) 輸入許可 イ . (省略) <input type="checkbox"/> . 輸入申告の内容と積荷目録の内容とが一致しない場合における輸入申告は、積荷目録の内容に誤りがある場合にあっては当該積荷目録の内容を訂正した上で、通達第 5 章第 1 節 1 - 2 の規定に準じて、申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行わせ、輸入申告の内容に誤りがある場合にあっては通達第 2 章第 4 節 4 - 1 の規定による搬入確認後に、通達第 5 章第 1 節 1 - 6 の規定に準じて輸入申告の内容を訂正し、申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。 なお、輸入申告の内容の訂正が行われた場合には、再度、審査終了入力が必要となるので留意する。 3 . 卸コンテナーリストの提出 (省略) 卸コンテナーリストの提出	予備申告 イ . 到着即時輸入申告扱いの適用を受けようとする貨物（以下「到着即時輸入申告扱い対象貨物」という。）に係る予備申告を行う場合は、当該予備申告を行う者（以下「通関業者等」という。）に、当該予備申告に先立ち、通達第 5 章第 1 節 1 - 1 <u>（輸入申告事項の登録）</u> の規定に準じて予備申告に係る事項の登録を行わせるものとする。 <input type="checkbox"/> . (同左) 本申告 イ . 上記 に定めるところにより予備申告が行われている場合には、到着即時輸入申告扱い対象貨物に係る輸入申告は、当該貨物を積載した船舶に係る到着確認情報の登録を行うことにより自動的に行われる。 なお、税關の執務時間外に到着確認情報の登録が行われた場合には、 <u>臨時開庁の承認を受けている場合</u> を除き、税關の翌開庁時に自動的に輸入申告が行われるので留意する。 <input type="checkbox"/> . 及びハ . (同左) 輸入許可 イ . (同左) <input type="checkbox"/> . 輸入申告の内容と積荷目録の内容とが一致しない場合における輸入申告は、積荷目録の内容に誤りがある場合にあっては当該積荷目録の内容を訂正した上で、通達第 5 章第 1 節 1 - 2 の規定に準じて、申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行わせ、輸入申告の内容に誤りがある場合にあっては通達第 2 章第 4 節 4 - 1 の規定による搬入確認後に、通達第 5 章第 1 節 1 - 6 <u>（輸入申告の訂正）</u> の規定に準じて輸入申告の内容を訂正し、申告条件コード「H」を入力の上、送信することにより行わせるものとする。 なお、輸入申告の内容の訂正が行われた場合には、再度、審査終了入力が必要となるので留意する。 3 . 卸コンテナーリストの提出 (同左) 卸コンテナーリストの提出

新旧対照表

【海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ . 上記 に定めるところにより卸コンテナー情報の登録が行われた場には、卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨物である卸コンテナーを積載した船舶に係る到着確認情報の登録が行われ、卸コンテナー情報の内容と積荷目録の内容が一致した場合にシステムにより自動的に行われる。</p> <p>なお、税関官署の開庁時間外に到着確認情報の登録が行われた場合には、<u>開庁時間外の事務の執行を求める届出がなされている</u>場合を除き、<u>税關官署の翌開庁時に自動的に卸コンテナリストの提出が行われるので留意する。</u></p> <p>ロ . (省略)</p> <p>ハ . 上記ロの場合において、次の(ⅰ)又は(ⅱ)のいずれかに該当する場合には、通達第 1 章第 3 節 3 - 6 に規定する卸コンテナリストの提出が必要となるので留意する。</p> <p>(ⅰ)及び(ⅱ) (省略)</p>	<p>イ . 上記 に定めるところにより卸コンテナー情報の登録が行われた場には、卸コンテナリストの提出は、到着即時輸入申告扱い対象貨物である卸コンテナーを積載した船舶に係る到着確認情報の登録が行われ、卸コンテナー情報の内容と積荷目録の内容が一致した場合にシステムにより自動的に行われる。</p> <p>なお、<u>税關の執務時間外に到着確認情報の登録が行われた場合に</u>は、<u>臨時開庁の承認を受けている</u>場合を除き、税關の翌開庁時に自動的に卸コンテナリストの提出が行われるので留意する。</p> <p>ロ . (同左)</p> <p>ハ . 上記ロの場合において、次の(ⅰ)又は(ⅱ)のいずれかに該当する場合には、通達第 1 章第 3 節 3 - 6 <u>(卸コンテナリストの提出)</u>に規定する卸コンテナリストの提出が必要となるので留意する。</p> <p>(ⅰ)及び(ⅱ) (同左)</p>